

令和2年（2020年）5月7日

各保育所・認定こども園設置者 様

姫路市こども未来局教育保育部

保育所・認定こども園「特別保育」の継続について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たりましては特段のご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

本市では、4月17日から特別な事情がある場合に限って保育の受入れを行う「特別保育」に移行し、感染拡大の防止を図ってまいりましたが、国の緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長され、兵庫県の対処方針も改定されたことを踏まえ、**特別保育を5月31日まで継続**することとします。

つきましては、各園におかれましては、**引き続き、家庭での保育を強く要請していただくとともに、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ない事情がある場合に限り、申し出により保育を行うよう要請**します。

（参考送付）

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針
- 2 姫路市緊急事態宣言を踏まえた「特別保育」への移行について
（4月14日付教育保育部通知）
- 3 （市立保育所・認定こども園）保護者あて通知 等